

(イ) 積立金額

| 区 分 | 金額（千円） | 算 定 基 礎 |
|-------------------|-----------|-------------------------------------|
| 通常補てん 積立金 | 9,900,000 | 年間契約数量×1,500円/トン |
| 新規加入者に係る 別途納付金 | 23,749 | 23,749トン(前年度実績) × 1,000円（当年度予告額） |
| 合 計 | 9,923,749 | |

ただし、補てん金の発動状況および、原料の需給見通しによっては、関係機関と協議の上、評議員会および理事会の議決を経て、積立金の減額や、納入を免除する。

この場合、全日基および畜産基金と、減額幅や減額期間等について協議し、財源格差の縮小に努める。

(ウ) 異常補てん積立金

国が、異常補てん準備財産の造成のために、飼料機構に補助金を交付した場合、農林水産省生産局長が定め、飼料機構が契約数量に応じて按分した額を、契約会員（全農）から徴収した上で飼料機構に納入する。

オ. 配合飼料価格差補てん金の交付

(ア) 通常価格差補てん金

現時点で、今後の配合飼料の原料価格の変動幅を予測することが困難な為、

交

付額は積立金額と同額の9,923,749千円とする。

(イ) 異常価格差補てん金

飼料機構から異常補てん交付金の交付を受けたときに、契約会員（全農）に異

常価格差補てん金を交付する。

カ. 基金間移動

(ア) 移動申請書を他基金と照合し、承認・不承認を決定する。

(イ) 加入生産者のトン当たりの持分金額に移動数量を乗じ、他基金と精算する。

キ. 借入金の償還

(ア) 期首の借入金残高は8,313,210千円である。

(イ) 償還額は、飼料機構と農畜産業振興機構の協議にもとづき決定される。

現時点では、貸付規程の定める原則の通り、平成30年度の通常補てん積立金の2割の2,368百万円とする。

表1 長期借入金の償還計画表

(単位:百万円)

| 借入金 | | | | | 償還計画 | | |
|------|--------------------------|-------------|--------|----------------|-------|----------------|-----------|
| 借入年度 | 補助事業名 | 飼料機構の 財源 | 借入金額 | H31年度期首 借入残 | H31年度 | H31年度期 末借入残 | 償還期間 |
| H20 | 通常補てん財源 支援事業 | ALIC(注) | 8,112 | 1,998 | 1,998 | 0 | H31～H38年度 |
| H25 | H25年度通常補 てん財源強化事 業 | 〃 | 2,465 | 2,465 | 370 | 2,095 | |
| H26 | H26年度通常補 てん財源強化事 業 | 〃 | 3,850 | 3,850 | 0 | 3,850 | |
| | 合計 | | 14,427 | 8,313 | 2,368 | 5,945 | |

(小数点以下四捨五入)

(注)ALIC:独立行政法人農畜産業振興機構

ク. 通常価格差補てん金の返還要請

合理的な理由がなく畜産経営者が契約を更新しない場合および、契約数量を大きく減少した場合、畜産経営者に補てん金の返還を求め、返還が完了するまで再契約に応じない。

(3) 会費

契約会員（全農）が、33,000千円（当初年間契約数量トン当たり5円

）を平成31年9月末までに納入する。

(4) 適正な事務の推進

ア. 研修資料の作成及び会員等が開催する研修会に出席し、制度の周知と適正な事務の遂行をはかる。

イ. 単協等の契約事務の実態調査を行い、制度及び事務の改善に資する。

ウ. 必要に応じて事務処理要領を見直し、事務の円滑な遂行に資する。